

## 第35章 詐欺の罪

\*刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日の前日までの間は「拘禁刑」「有期拘禁刑」は下段の（懲役）（禁錮）（有期懲役）となります。

（詐欺）

第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（電子計算機使用詐欺）

第246条の2 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。

（準詐欺）

第248条 未成年者の知慮浅薄又は心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。

### ① 詐欺（246条1項）……代金詐欺

被疑者は、売買代金名下に金員を詐取しようと企て<sup>①</sup>、令和〇〇年1月27日午後7時ごろ、東京都新宿区〇〇3丁目1番32号喫茶店「ライト」において、顔見知りの同店支配人A<sup>③</sup>に対し、カラーテレビを売る意思も、引渡しをする意思もないのに、それがあのように装い、<sup>④</sup>「カラーテレビが1台あるから買っ

てくれ。そのテレビは明朝8時ころまでに持ってくる。今その代金のうち1万円だけ前金として出してくれ。」などと嘘を言い、<sup>⑤</sup>同人をしてその旨誤信させ、<sup>⑥</sup>よって、<sup>⑦</sup>即時同所<sup>⑧</sup>、同人<sup>⑨</sup>から前金名下に現金1万円<sup>⑩</sup>の交付を受け、<sup>⑪</sup>もって、<sup>⑫⑬⑭</sup>人を欺いて財物を交付させたものである。

### ② 詐欺……寸借詐欺

被疑者は、寸借名下に物品を詐取しようと企て<sup>①</sup>、令和〇〇年1月16日ごろ、東京都世田谷区〇〇3丁目2番〇〇株式会社事務所において、顔見知りの同会社取締役A<sup>③</sup>に対し、カメラを借用しても約束どおり返還する意思がないのに、それがあのように装い、<sup>④</sup>「今やっている作業現場の写真を写すのに使うからカメラ1台を貸してくれ。その撮影を終えたらすぐ返すから。」などと嘘を言い、<sup>⑤</sup>同人をしてその旨誤信させ、<sup>⑥</sup>よって、<sup>⑦</sup>即時同所<sup>⑧</sup>において、同人<sup>⑨</sup>から寸借名下にカメラ1台（時価約5万円相当）<sup>⑩</sup>の交付を受け、<sup>⑪</sup>もって、人を欺いて財物を交付させたものである。

詐欺罪は、人を欺いて財物を交付させること、すなわち、その犯意で、欺罔行為（人を錯誤に陥れるような行為、人をだますこと）と真実と合致しない観念を生ぜしめる行為であって、その行為は黙示、不作法でも構わない、これにより相手方を錯誤に陥らせ、その錯誤に基づいて財産上の処分行為（財物の交付、財産上の利益処分行為）を行なわせ、これを取得することにより成立する。このように、本罪の成立には、

欺く行為（欺罔）—— 錯誤 —— 財物の交付（ないし財産上の処分行為） —— 財物の取得（不法利得）

という2段階にわたる因果関係の連なりが必要である。したがって、欺罔行為を行なったが、相手方がその偽りを看破して錯誤に陥らず財物も交付しなかった場合はもちろん、財物の交付はあったが、それが交付者の錯誤によったものでなく、錯誤と独立

した処分行為の場合（偽りを看破したが、同情等の別の動機で交付した場合など）にも、上記の因果関係を欠いて詐欺は未遂である。

なお、欺罔行為を用いて相手方を錯誤に陥れ、相当の対価を支払って財物の交付を受けた場合につき、判例は、手段の違法をも重視し、現に犯人のなした欺罔行為がなければ、相手方が財物を交付しなかったであろうと認められる事実があれば、詐欺罪の成立を肯定し、したがって、相手方の財産上の処分に対して、いかなる対価を支払ったか（その財物の価値に相当する対価の支払でも）は本罪の成否には影響しないとする。

① 人を欺く意思は、第①例のように、買代金名下に金員を詐取しようと企てなどと、その企図を示すことによって明らかにする場合も多い（後記各例をも参照）が、これを省略して、

「……の意思がないのに、それがあのように装って……と嘘を言い」

と摘示するだけで足りる場合も多い。

② 詐欺の場合には、**犯行時刻**を記載しない場合が多い。時刻に重要性が乏しいためである。もちろん、それが欺罔内容と密接に関連する場合は別である。

③ 詐欺は被害者となんらかの関係のある場合が多く、**被害者との関係**を簡潔に表現しておいた方が、なぜだまされたか理解しやすい場合がある（特に寸借詐欺など）。本例の「顔見知り」がその一例である。

なお、Aは被欺罔者である。財産上の被害者が店主であるとしても、ここで記載すべきは**被欺罔者**でなければならない。この点、特に捜査上も留意すべきところで、このAの取調べを忘れてはならない。

また、**被害者の年齢**を記載することは、その知能、経験の度合いによってだまされる度合いも違ってくる場合があるので意味がある。しかし、本例のように支配人、取締役とあれば、年齢を書かなくても、その点は自から明らかとなろう。

④ この部分が**被疑者の真意**である。これと、⑤の、相手方に対して表示された事実との不一致で欺罔の手段方法が摘示されるわけである。その記載の基本的形式は、

「Yでないのに、Yであるように装って、『……（Yに沿う言動）……』と嘘を言い」

「Xであるのに、その情を秘し、『（Xに反するYの言動）……』と嘘を言い」

である。

⑤ これが**欺罔行為**（作為、不作為を問わない。）であり、④との関係で、その虚偽であることが明確になる（なお、客観的に虚偽の事実を表示しても、行為者がそれを真実と誤信していれば、犯意を欠く）。その摘示は具体的であることを要する。

黙示の欺罔行為の場合（例えば無銭飲食）には、

「所持金がなく、また、飲食後の代金を支払う意思もないのに、これあのように装って酒食を注文し」

とする（第⑫例（541頁）を参照）。

⑥ 「**その旨誤信させ**」とは、欺罔行為により、被害者の真意が分からず、カラーテレビ1台を明朝8時まで売り渡してくれるもの、その売買前渡金として1万円が授受されるものという錯誤にAが陥ったことを示している（なお、預り金名目で集金した者が、真実は当初から元本等を支払う意思がないのにそれがあのように装って預り金名下に金員を交付させた場合、預り金としての性格はなく詐欺罪のみが成立する）。本例のように、欺罔行為そのものから相手方がどのような錯誤に陥ったか、一見して明白のときには、「その旨」のみで分かるからよいわけだが、その旨だけでは何か分からない事例が多いので、そのときには、錯誤の内容を

「……と申し向け、Aをして……（錯誤の内容）……と誤信させ」

「……と申し向け、Aを……（錯誤の内容）……と欺き」

とある程度具体的に記載する必要がある。

⑦ 「**よって**」とは、錯誤と交付との因果関係を表わし、そのつなぎの言葉は不可欠である。

⑧ 欺罔の日時、場所のほか、**財物交付の日時、場所**を必ず摘示しなければならない。本例は両者が同じ場合であるが、異なる場合には、

「よって、同日午後9時ころ、同都中野区〇〇1丁目2番8号A方において、同人から……」

とする。